

令和6年4月から

日常生活用具の品目を追加し、対象者や耐用年数を変更しました。

詳細については、以下の通りです。

種目	限度額	対象者	用具の性能その他の事項	耐用年数
点字ディスプレイ	383,500円	視覚障害2級以上の者であって、学齢児以上の者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの	6年
情報・通信支援用具	100,000円 (用途が異なる物品であれば合計100,000円以内で複数回に分けて申請できるものとする。)	視覚障害2級以上の者であって、アプリケーションソフトを使用しなければパソコンの操作が困難なもの	画面の音声化機能、拡大ソフト等を有するもの	5年
情報・通信支援用具	100,000円 (用途が異なる物品であれば合計100,000円以内で複数回に分けて申請できるものとする。)	上肢障害2級以上の者であって、入力サポート機器を使用しなければパソコンの操作が困難なもの	大型キーボード、障害者用マウス等を有するもの	5年
外部バッテリー・自家発電機	100,000円 (外部バッテリーか自家発電機のいずれか一種目)	①医師の意見書等により人工呼吸器を使用していると認められる身体障害者(児)、難病患者 ②ネブライザー又は電気式たん吸引器の支給を受けた者(同時申請可)		6年